

司法修習委員会（第14回）議事録

1 日時

平成21年3月5日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，大野市太郎，大橋正春，鎌田薫，酒井邦彦，酒巻匡，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），吉戒修一（敬称略）

（幹事）安東章，井田良，上野友慈，卜部忠史，小山太士，片岡弘，河合健司，菅野雅之，木村光江（幹事長），小林克典，田村幸一，豊岡拓也，林道晴，巻之内茂，山本和彦（敬称略）

4 議題

- （1）法科大学院における法律実務基礎科目との連携の在り方について
- （2）修習資金貸与制施行に伴う整備について
- （3）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

39 法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について

（案）

40 法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について

（案）

41 修習資金貸与制の施行に伴う整備の概要（案）

（幹事会関係資料）

幹事会（第16回）議事概要

6 議事

- （1）委員及び幹事の交替

甲斐幹事，野々上幹事に替わり，片岡幹事，上野幹事が，それぞれ新たに任命された旨の報告

(2) 報告

ア 司法修習の状況

林幹事等から，第13回委員会以降の司法修習の状況等について報告がされ，次のとおり質疑応答がされた。

(酒巻委員)

新61期では，法科大学院で初めての法学未修者が，司法修習を受けて法曹養成の最終段階に至ったわけであるが，現在，法科大学院ではとりわけ法学未修者の教育の在り方についてもいろいろと検討を進めているところである。そこで，参考までにお尋ねしたいが，再受験者を除く新61期の不合格者101人について，法学既修者と法学未修者の不合格割合はどのようなものか。

(林幹事)

再受験者を除いて初めて二回試験を受けた新61期生1811人のうち，約3分の2が法学既修者，約3分の1が法学未修者というイメージである。

法学既修者と法学未修者別の不合格率を紹介すると，法学既修者だけの中での不合格率は約7%，一方，法学未修者だけの中での不合格率は約3%となっており，今回の結果だけを見ると，有意的な差が出た形になっていると思う。

(大橋委員)

2点お聞きしたい。

1点は，二回試験の結果に関して，出身法科大学院別の結果を把握しているのか，あるいは，制度的に把握するような仕組みができてしているのか。

もう1点は，従来は，二回試験が司法研修所の中での試験という色彩が強いため，その内容や採点基準，出題趣旨などは公表されてこなかったと思うが，制度等も変わってきている中で，二回試験の問題の内容や出題趣旨などを，今後公開することを検討しているのか。

例えば、司法試験の場合には、司法試験委員会が出身法科大学院別の合格者等を公表している。公表することがいいかどうかは別の話だと思うが、ただ、法科大学院側に、自分のところで修了させた者が最終的にどうなっているかを知っておいてほしいと思うので、制度的にそういうものができているのかという問題だと思う。

(林幹事)

大橋委員の最初の御指摘には、十分留意する必要があると思う。制度的な枠組みというものはないと承知している。

例えば、新61期の101名の不合格者に関して、法科大学院別の結果を公表することに意味がないとまで申し上げるつもりはないが、逆に、公表したことによって独り歩きする危険性もある。また、司法試験合格者の出身校については司法修習における指導において考慮していないので、従来から、そのような形の公表はしてきておらず、新司法修習になっても同じ取扱いを続けている。今後、御指摘のようなニーズが高い部分があるのであれば、可能かつ相当な提供の仕方としてどのような形が考えられるのか、法科大学院関係者等とも意見交換しながら、あるべき形を検討してみたいと思う。

ただ、制度的な枠組みとしてあるのは五者協議会であり、法科大学院の成績と新司法試験の成績、さらに司法修習成績の連携検証という作業が進んでいるので、その議論の推移等も見て考えてみたい。

二回試験に関する情報開示の点については、関係者のプライバシーなど考慮すべき問題もあり、どの程度であれば支障がないか考えてみたい。

(大橋委員)

考試記録の概要と考試問題の程度であれば問題ないのではないかと。

(林幹事)

御指摘も踏まえて、検討してみたい。

イ 法曹養成をめぐる最近の動き

林幹事から、第13回委員会以降の法曹養成をめぐる最近の動きについて報告がされた。

また、大橋委員から、日本弁護士連合会公表に係る「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）』に対する意見」及び「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」について補足説明がされた。

（3）新司法修習に関する議論等

ア 法科大学院における法律実務基礎科目との連携の在り方について

（高橋委員長）

最初に木村幹事長より、幹事会における議論の状況についての御報告をお願いしたい。

（木村幹事長）

本日の議題の第1である「法科大学院における法律実務基礎科目との連携の在り方」に関し、幹事会における議論の状況について報告する。

昨年9月3日に開催された前回委員会において、新司法修習は、従来の司法修習とは大きく異なるものであること、すなわち、従来の司法修習は、旧司法試験という「点」で選抜されたものを対象とし、法廷実務家を養成する過程と考えられていたのに対し、新司法修習はその指導理念や目標を全く異にするものであって、法律実務基礎科目の教育内容も、従来の司法修習における前期修習に求められていた内容とはおのずと異なるものになるはずであること、また、養成過程が全く異なる以上、新司法修習がスタートする分野別実務修習の開始時点における標準的な司法修習生の資質や水準も異なる。ややくだいた言い方をすれば、粗削りな面もあるかもしれないが、理論的・体系的な法的思考力はより身に付いていることが期待できるのではないかと、といったことが再確認されたと了解している。

この点を前提に、具体的にどのような事項が法律実務基礎科目の教育内容と

して盛り込まれることが考えられるのかについて検討するよう、私ども幹事会に宿題が出されていたところである。

そこで、事務当局を中心に、司法研修所の五教官室の意見を踏まえて、資料39及び40のたたき台を作成し、本年2月6日に実施された幹事会において、これらのたたき台に基づいて議論を行った。

内容についてはいずれも異論なく了解されたので、民事訴訟実務の基礎に関する資料39は、幹事会に提出されたたたき台をそのまま原案としてお示ししている。

刑事訴訟実務の基礎に関する資料40については、内容をより疑義のないものとする観点から、2か所、語句の修正を加えたが、その他の点についてはたたき台からの変更はない。

資料39及び40の詳しい説明については、林幹事からお願いしたいと思う。

(林幹事)

資料39は「法科大学院における『民事訴訟実務の基礎』の教育の在り方について(案)」というペーパーである。

まず、民事訴訟実務基礎の意義・目的を1ページの1の最初のパラグラフで確認している。プロセスとしての法曹養成、特に法科大学院における教育は、実体法上、手続法上の法理論教育、しかもこれは当委員会で確認した「実務との架橋を意識したもの」を念頭に置いており、それが中心になるが、実務基礎教育というのは、その法理論が、具体的な問題解決の場面でどのような意義や機能を有しているのかを学生に認識してもらい、それによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すべきである。このような形で、民事訴訟実務基礎科目の目的を確認している。

次に、(1)が事案の分析の局面、(2)が事実認定であるが、中心になるのは(1)で、1ページの真ん中あたり、要するに、主張を分析し、争点や証拠の整理等を行う。ここで重要なのは、何よりもまず民法等の民事実体法である。

その解釈から、権利の発生、障害等の要件事実を踏まえながら主張の分析や争点の整理等を行う。これが重要な作業になるということを書いている。

その要件事実の位置付けについては、アスタリスクの文章の真ん中あたり、実体法と事案を結び付けるにおいては非常に重要なツールであるが、それ自体が独立の教育目標となるものではないことを確認している。

続いて、2ページ、この関連では民事訴訟手続が中心になるが、紛争解決の一連の手続が実務ではどのように進められているかを理解することが大事であるので、2ページの上から3行目、民事執行手続や民事保全手続についても、その制度の理由、あるいは基本的な構造や概要といった基礎的な事項について取り上げておく必要があるということを書いている。

次のパラグラフで、これは教育方法に関するところであるが、例えば、言い分等を記載した書面や基本的な資料を段階的に配布し、要件事実等の検討を踏まえて、訴状や答弁書、準備書面等の実質を含んだレポートをあらかじめ作成させたり、あるいは、作成したレポートについて議論をすることが有意義なものではないかという確認をしている。

その次のパラグラフでは、主張整理の局面においても、訴訟代理人の立場と裁判官の立場のいずれにも目配りする必要があることを書いている。要するに、法律実務家として、立場を問わず身に付けておくべき基本的な事項を、実務基礎科目でやるべきではないかという問題意識を示している。

(2)では、まず、基本として、事実認定能力の修得はいわゆる「生きた事件」を素材とした検討が望ましく、専ら司法修習における実務修習を中心に行うべきであるが、法科大学院段階では、事実認定を検討する前提となる基礎的な事項を理解させることが重要であるということを書いている。

具体的には、下から10行目の「すなわち」のあたり、証拠の意義や自白・書証・人証の機能の仕方、証拠の収集方法、証拠調べの方法、経験則の機能等について基本的な理解を図り、さらに引き続き、証拠の意義や機能、証拠の成

立，成立の推定に関する細かい議論があるが，このような基礎的な事項を理解させる。それが，法科大学院段階における事実認定の基礎として教育されるべき事項ではないかというイメージが示されている。

3 ページ，この事実認定の基礎を学ばせる点においても，上から 2 行目，模擬記録等を利用して検討することが有意義であると書いている。

さらに，次のパラグラフ，この事実認定の関係でも，訴訟代理人としてどのように事実認定をしていくか，裁判所（官）としてどのように事実認定をしていくかという双方に目配りする必要がある，法律実務家として立場を問わず身に付けておくべき基礎的な事項を修得させてほしいという要望を書いている。

さらに，2 として，そのような問題意識を踏まえた一つの授業計画案を提示しており，15 回の授業があると想定して，第 1 回を「導入」，最後のページの第 15 回を「まとめ」としている。

第 2 回は「訴え提起前の段階」を取り上げて，主として当事者側，つまり弁護士としての活動という視点から事実を見ていくことになる。手法としては，相談者の相談内容を記載した書面や基礎的な資料を提供して，議論・検討していくことが考えられる。

第 3 回と第 4 回が訴え提起の段階，5 ページの第 5 回と第 6 回が応訴の段階，第 7 回の第 1 回口頭弁論期日を経て，6 ページ，第 8 回と第 9 回が争点整理手続の段階，第 10 回は「争点整理手続の実際」と書いているが，ロールプレイ的なものをするというプログラミングがされている。

3 ページに戻って第 3 回と第 4 回は，それぞれ「訴えの提起 1，2」となっており，第 3 回の「訴えの提起 1」では，基本事案を素材にして，原告代理人としての立場，裁判官としての立場で，訴えの提起段階，あるいは訴状の補正等といった場面でどのような活動をするのかについて学習する。

4 ページの真ん中あたり，アスタリスクの文章では，冒頭で申し上げた訴状や答弁書，準備書面等については，そうした書面自体を作成させることが重要

ではないこと、つまり、訴状等の様式、体裁、記載方法といった技術的な事項は、実務修習や法曹資格取得後の継続教育で身に付けていくべきことであって、あくまでも書面の中身、つまり事案を分析し、法律を適用して、一定の意見をまとめていくという部分について、レポートを作成させる方向で検討してはどうかということを確認している。

第4回の「訴えの提起2」では、基本事案とは異なる事案を用いて、そのための素材を提供して議論をするというイメージになっている。

5ページ、第5回の「被告の応訴1」、第6回の「被告の応訴2」も同じ構造で、応訴1は基本事案を使い、応訴2は基本事案とは異なる事案を使う。

さらに、6ページの争点整理、ここでは、準備書面的なものの作成が課題になってくるが、その場合においても、第8回の「争点整理手続1」は基本事案、第9回の「争点整理手続2」は異なる事案という形で、いろいろな類型の事案を体験させてはどうかという提案をしている。

第10回の「争点整理手続の実際」までが主張整理の局面で、第11回と12回が事実認定の関係になるが、第11回では、冒頭で申し上げた事実認定の基礎的事項を学修し、第12回では、それを踏まえた上で、例えば証人尋問等を扱って、さらに事案等に踏み込んだ議論をする。

最後の7ページ、第13回は和解・判決についての議論をし、第14回で執行・保全、つまり、第一審の判決手続を一通り終えた後に、基本事案について、判決が確定したらどのように執行がされるのか、さらに、執行を念頭に置いた上で訴え提起前に戻り、どのような民事保全の手続が考えられるのかという議論、そのような議論を通じて、執行や保全のイメージをつかんでもらうという授業計画案を提示している。

以上が資料39である。

続いて資料40は、「法科大学院における『刑事訴訟実務の基礎』の教育の在り方について(案)」というペーパーである。

取り上げている事項は基本的に資料39と同様であるが、若干体裁が異なる部分がある。

まず、1ページの真ん中あたりで、刑事訴訟実務の基礎の目的・意義というものを確認している。刑法、刑訴法を中心とした刑事法に関する法律基本科目の理解が重要だということを民事同様に指摘した上で、刑事訴訟実務の基礎科目は、刑事系の法律基本科目で修得した理論的な理解を前提として、実務上、比較的多く見受けられる事案を素材として、刑訴法のルール、あるいはルールにのっとって行われる裁判所や訴訟関係人の活動等について具体的なイメージを持ってもらう。それぞれの法的根拠や、手続における実務的意義についての理解を深めることが目的になるということを確認している。

1ページの下から4行目あたり、その教育手法としては、やはり民事と同様に、判例や実務でよく生起する典型的な事例をモデル化したもの、これは先ほど幹事長から御紹介があった幹事会資料の変更点の一つであり、「モデル化したもの」という表現を追加したところであるが、それを題材にした検討をする。これによって、刑事法に関する理論的な理解を基礎とした上で、刑事手続全体の流れについての理解を一通り確認するという授業をしてはどうかというイメージを示している。

2ページの2、ここは刑事特有の問題であるが、今年5月から裁判員裁判が実施され、それに伴って刑事裁判の在り方が大幅に転換することになる。2の4行目あたり、やはり法科大学院で教える刑事訴訟実務の基礎も、「これまでの刑事訴訟実務の基礎」ではなく、「これからの刑事訴訟実務の基礎」の修得を目指すべきではないかと言っている。それがキャッチフレーズであるが、それを実現するためには、実務家出身の教員側において、自らの実務経験のみに基づくのではなく、「これからの刑事裁判の在り方」というものを十分に意識し、場合によっては自らの意識改革を図りながら教育を実践していくことが必要になることを確認し、提言している。

2 ページの「3 教育に当たっての留意点」,これは法曹三者の教員が関与するオムニバス方式の授業についての記載であるが,刑事訴訟実務の基礎において,どのような立場の者,裁判官,検察官,弁護士のいずれであっても,法曹三者に共通して必要となる基本的事項を教えることになる。これが,3の Paragraph の4行目あたりに書いてある。

刑事訴訟実務の基礎においては,実務家教員が担当することから,裁判官,検察官,弁護士という「立場」に立脚した教育の必要性が強調されることがあり,それ自体に意味があることは間違いないが,刑事訴訟実務の基礎について法科大学院生の理解を深める上で有意義なものかどうかという観点から,何を教えるかということを検討すべきであろうと書いている。

それに続いて,法曹三者それぞれがどのような視点で,混沌とした事実関係の中から重要な事実上又は法律上の問題点を分析検討するかという,いわゆる複眼的な思考過程,複眼的に物事を考えることができるように教育することが重要である。しかし,それを超えて,常にそれぞれの「立場」で別個に教育することが必要ということではなく,「何を教えるのか。」という基本の教育目標を達成するために有意義であるから,それぞれの立場の視点を教えていくことにつながっていくと考えられる。

したがって,同一の授業を三教員が協力して行う方が効果的な場合もあり得るのではないかということで,三教員がそろっている法科大学院では,密接な連携を図って授業をしていくことが重要ではないかという問題意識を示している。

3 ページの4,いわゆる事実認定教育の在り方について,4行目あたり,事実認定が本来的に個別性の高い思考作業であり,少しでも多くの具体的事例を素材とする必要があることを考えると,事実認定教育の本体は司法修習にあるということ,民事と同様に確認している。

したがって,法科大学院の刑事訴訟実務の基礎科目においては,手続遂行の

面の能力の修得が基本になるであろう。ただ、そうは言っても、事実認定を行うための前提となる基礎的な事項については法科大学院で理解させてもらう必要があるのではないかとということで、3ページの真ん中「したがって」あたりに、具体的にどのようなことを刑事訴訟実務の基礎において教えるかという点について言及しており、教育の主眼は、証拠の信用性や証拠価値（証明力）といった基本的概念や、証拠の構造（事実認定の骨組み）といった事項を教えることになるのではないかと書いている。

さらに、次の段落で、例えば検察官、弁護士、裁判官、それぞれが各局面ごとに独立して事実認定教育を行うのではなく、事実認定に共通する理解というものを教えていくべきではないかということを確認している。

次に、第2として、資料39の民事訴訟実務の授業計画案に対応するものであるが、細かい提案ではなく、「シラバスのイメージ」という形で記載している。

まず、4ページの5行目、「シラバスの基本的構成要素」のあたり、問題となる場面で取り上げるべき事項とコマ数の目安について、別紙として提案している。

6ページの別紙にあるように、取り上げるべき場面としては4つ。1つは起訴前の段階。2番目が公判審理の段階。さらに、公判前整理手続の段階、それらを横断するものとして事実認定を取り上げている。

それぞれの局面で教えるべき事項が丸印で書いてあり、配分するコマ数のイメージも書いている。このようなものを基本にシラバスを編成したらどうかという提案をしている。

4ページに戻って、上から7行目あたり、それぞれの場面に応じて、実務上比較的多く見受けられる事案を素材とした教材を用い、法科大学院生に具体的なイメージを意識させながら授業を進めていくのが有用ではないか。例えば、公判審理の段階であれば、簡易な記録に基づく模擬裁判（ミニ模擬裁判）を実

演させることも考えられる。起訴前の段階であれば、簡易な事例を素材として、多角的な視点から、起訴前の段階や捜査段階の問題を議論させることも考えられる。また、将来的には、公判前整理手続について、簡易で適切な記録を作成して、実演を取り入れた形での授業をすることも考えられるのではないかという提案をしている。

4ページの真ん中あたり、「2 授業の進め方」として、二通りの進め方を提案しているが、いずれを採るかは、学生のレベル、授業のやりやすさ等を勘案して決めることになる。

一つは、手続の開始段階から手続の流れに沿った進め方ということで、具体的には、「ア 起訴前の基本」、「イ 公判審理の基本」、「ウ 事実認定の基本」、「エ 公判前整理手続の基本」という流れを考えている。

手続の流れという点で言えば、公判前整理手続はアとイの間に入るはずであるが、公判前整理手続については十分な蓄積がなく、また、公判前整理手続は公判段階をにらんだ形で議論をする必要があることから、公判前整理手続を最後に持っていく形になっている。

もう一つは、訴訟手続が判決に代表される事実認定に向けた目的的な活動の集積であることから、手続の終了段階から遡ったかどうかということで、ウ イ ア エとしたらどうかということ提案している。

以上が資料40である。

(吉戒委員)

授業計画案について、民事の場合は、第1回から第15回という形で非常に具体的に詳細な提案がされているが、刑事の場合は、ざっくりとした書き方になっている。

刑事の場合には民事のような提案ができないような、何か理由があれば教えていただきたい。

(林幹事)

民事の場合、手続の流れに沿って組み立てるとこのような感じになるというイメージは、比較的關係者間の共通認識に達しやすいかと思うが、刑事の場合、「複眼的思考」ということで法曹三者が関係してくることや、特徴的なものとして公判前整理手続があること、また、裁判員裁判がまだ始まっていない段階であること等から、民事のように組み立てるのはまだ時期尚早ではないかと考えている。法曹三者の教員がそろっていない法科大学院もあると思うが、授業計画案やシラバスを作る際の基本的なエッセンスや留意事項については資料40に書き切っていると思うので、それを参考にさせていただきながら、各法科大学院の教員の方に工夫・検討していただければと思う。

恐らく、裁判員裁判を通じて公判前整理手続等の事例も集積していけば、おのずと資料39と同じような形の授業計画案が具体化してくるのではないかと考えている。

(酒巻委員)

各法科大学院において、民事訴訟実務基礎科目は派遣裁判官や弁護士など様々な教員が教える場合もあると思うが、各法科大学院の教育の創意・工夫という観点から見ると、民事訴訟実務の基礎についてこれほど具体的な進行計画と内容が明確にされると、私など研究者教員にはかえって違和感があるのだが、そのような御意見はなかったであろうか。

(林幹事)

これをやらなければいけない、これしかない、という趣旨ではなく、大体このようなイメージでやってみたらいかがかという趣旨である。裁判官の派遣教員にもこの資料を提供して議論をしたが、このような問題意識のもとに授業計画案を作るとすれば、恐らくこのような形になるであろうという点については、余り違和感は出なかったと思う。

ただ、一つ問題があって、前回の委員会で確認させていただいたが、法科大学院の民事訴訟実務の基礎教育においては、従来の司法修習における前期修習

とは異なる形を考えていくべきではないかという議論がされていると思うが、現在、法科大学院で「民事訴訟実務の基礎」の名の下にされている授業の中には、派遣教員たちが慣れ親しんだ従前の前期修習型の色彩の強いものが少なくない。それ自体に問題があるわけではないが、より民事訴訟実務の基礎の趣旨に沿ったものに近付けるとすれば、このようなイメージを一つの参考にして転換を図っていく必要があるのではないかと感じている。そのような意味においても、かなり具体的なイメージを提示させていただいたところである。

また、この点については、日弁連の協力を得て弁護士の派遣教員の方とも意見交換をさせていただいたが、余り異論は出なかった。これと全く同じ形である必要はないが、この授業計画案に出ているようなエッセンスあるいはスピリットを生かした形での授業であれば、無理なく実践していただけるのではないかと考えている。

(高瀬委員)

いろいろ事情があることは分かったが、民事に関してこれだけ詳しい授業スケジュールがあるのに刑事にはないということになると、やはり法科大学院に対して、当委員会が民事に関して特に干渉している、干渉したがつているという印象を与えてしまうと思う。

内容的には非常に妥当なものだと思うので、私の提案として、この想定される授業計画案を別紙にしたらいかがであろうか。民事と刑事のバランスを取る意味でも、これを別紙扱いとして、枠組みの外に出して提示するという形にしないと、何となく温度差があるという印象を非常に強く与える気がする。皆さん方がどうお考えかだと思うが、やはり違うというのが非常に気になってしまふ。

(鎌田委員)

業界内にいる者としては、何となく民事はこうなって刑事はこうなるというのは、分からなくはない感じがする。

民事の方が細かく具体的になっているのは、民事はかなり安定的に推移してきているので、普通に考えれば大体このような形になるであろうということが、かなり固まっている感じがする。一方、授業の枠内でいろいろなことをやろうと思うと、いろいろな可能性を持っているので、林幹事の御指摘のように、ある部分では、従来の前期集合修習の中でもとりわけ技術的な部分に非常に偏った教育をすることもあるし、他方では、専ら受験対策にこれを使うという傾向もある。

そうすると、法科大学院全体として、あるいは法科大学院の中でもクラスによって、内容のばらつきが実は刑事以上に多様になってしまっていて、本来この科目に期待されている成果が上がっていない場合もあるのではないかと思うので、そのような意味では、このような形で、このような理念でやっていただきたいというスタンドを、この程度具体的に示していただいた方が、法科大学院全体としての成果目標をはっきりさせるという意味で、好ましいのではないかと思っている。

(山本幹事)

私も民事系の立場として、幹事会でも意見を申し上げたが、基本的には鎌田委員の御意見と同じような感想を持っている。

内容については、やはり大体このような形になるだろうと思う。

また、あくまでも、司法修習委員会として、法科大学院に対してこのような教育を期待するという趣旨であって、細かなところまで拘束する趣旨でないことは当然だろうと思う。

それぞれの法科大学院が創意工夫をしていくべき部分は当然残ると思うが、基本的な教育のイメージとしては、それほど大きな異論があるものではないという印象を持った。

(高橋委員長)

私も民事系であるが、これを受けて各法科大学院が、この授業計画案を使っ

て、司法修習の目から見たときにパッサブルなものを行っているかどうか見直していただくのは結構なことだろうと思う。それぞれ大分やり方は違うだろうとは思いつつ、ただ、全く何もない現在の状況からすれば、一つの目安としては意味があろうかと思う。

さて、内容自体は結構だと思うが、民事と刑事で形式的に違いがありすぎるという点、先ほど鎌田委員から、業界内部から見ればよく分かるという御発言もあったが、刑事系の方が御覧になった感想はいかがであろうか。

(酒巻委員)

刑事訴訟法の専門家として拝見し、刑事実務基礎で教示すべき具体的内容並びに法律基幹科目との仕分けについての考え方にまったく異論がなく、また形式についても、この科目を担当する教員の様々な工夫を生かす意味で、民事の「第1回」「第2回」のような形に合わせることはしない現在の形の方が望ましいと考える。

他方で、民事は非常に詳密な形式になっているので、専門家の先生方から見て問題なしという点は十分理解できるのだけれども、一般的に、ひな形があると無批判にそれに従うということも考えられるので、そのような弊害を避けるため、高瀬委員の御指摘のように別紙扱いにして、参考の一例である趣旨を一層明確にするという形もあり得るように思う。

(高橋委員長)

一つの目安であるから、別紙という形でも意味は十分に伝わると思うが、いかがであろうか。

(林幹事)

御指摘はごもつともな部分があると思うが、逆に、民事を別紙にしてしまうと、刑事で本文に記載してある要素が民事では本文ではなくなってしまう部分も若干ある。

鎌田委員や山本幹事から御指摘があったように、私どもは内容自体はほとん

ど共通認識になっていると思っはいるが，3ページの2に「一つの案として作成したものである。」と書いてあるように，例えば「一つの参考案として」というような形で，あくまでも参考であるという趣旨を明示することは十分にあり得ると思う。

(酒巻委員)

先ほどの提案に固執するわけではない。要は，司法修習委員会として望んでいる基本的な考え方がより良く伝達されればよい。確かに，「考えられる授業計画案」というタイトルにはなっているので，それで趣旨は御理解いただけるかとも思う。

(高瀬委員)

今の議論で一つ気になってしまっているのは，旧来の前期修習型の講義をやっているということが問題であって，そのことを，このような形の授業内容を提示すれば理解してもらえということが，暗に期待されているのだと思う。

したがって，単なる例示だと強調すると，先ほどのメッセージが伝わらない。別紙にするという形がその一番極端な例だけれども，刑事の場合は，例示がされていないために，そのメッセージの内容が，体感的なものではなくて文章として入っている。

法科大学院側が誤解をすることがないということは分かったが，このような授業が例示されたのは旧来の前期修習型の講義に対する批判であるというコンセンサスは，やはりはっきりしておく必要があるかと思う。そうであれば，私としては形式にこだわるものではない。

(大橋委員)

刑事の授業は，従来，検察官は検察官，裁判官は裁判官，弁護士は弁護士という形で教えていたが，今回は，誰が教えても教えるべきものは何かという形で作ったという点が，画期的なところであって，非常に強いメッセージだろうと思う。

もう一つ、結局、授業の内容は法科大学院が全部決めることであって、これはあくまでも司法修習の側から希望を述べるわけであるから、今後どのような形でこれを法科大学院側に伝えていくかという問題があると思う。

(林幹事)

この資料は、当委員会での議論を経て資料として確定すると、最高裁のウェブサイトにも当委員会の資料として掲載され、誰もが見られる状態になる。

恐らく、大橋委員の御指摘は、それにとどまらずという趣旨だと思うが、法科大学院の関係者といろいろな形での意見交換の場を設けているので、そのような場で資料として提供し、主として研究者教員を中心とした方々と議論していくことが考えられるところである。一つの例として、本年3月14日(土)、神戸大学で法科大学院協会の総会が開かれた後に、法律実務基礎科目についてのシンポジウムが開かれ、私もパネラーとして招待を受けているので、本日の議論を踏まえた形で資料39、40の内容を提供し、法科大学院関係者と意見交換をしたいと考えている。

それに限らないが、そのようなプロセスを経て、当委員会の発したメッセージが浸透していくことになればと思っている。

(大橋委員)

刑事については、現在、日弁連で同じような形のものを作っており、それは少し授業計画の形を取り入れたものになっているので、そちらも一つの別の案として、議論の対象としてもらえればと考えている。

(高橋委員長)

有意義な御議論を頂き、大方は収れんして、原案のままでも大丈夫ではないかというあたりに落ち着いてきたと思うが、いかがであろうか。資料39及び40の内容を当委員会の意見とするということによろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

ありがとうございます。細かい表現振りは、事務局と私にお任せいただきたい。

イ 修習資金貸与制施行に伴う整備について

(高橋委員長)

それでは、もう一つの大きなテーマである、修習資金貸与制の施行に伴う整備の概要に関する問題について、まず最初に木村幹事長より、幹事会の議論の御紹介をお願いしたい。

(木村幹事長)

まず林幹事から資料4 1等について御説明いただき、その後に私から議論の状況を御報告したいと思う。

(林幹事)

まず、資料4 1の前注に、今回このような議論をお願いする背景事情が書いてある。

平成16年の裁判所法の一部改正によって、司法修習生に対し国から給与を支給する制度に代えて、平成22年、来年の11月1日から、司法修習生が修習に専念することを確保するための資金、これは裁判所法で「修習資金」と呼んでいるが、その修習資金を貸与する制度が導入される。この修習資金は、修習生からの貸与申請によって、修習期間中、無利息で貸与するというものであり、具体的な貸与金額や返還期限等については最高裁が定めることになっている。

災害、けが、病気等の事情により返還が困難となったときには、返還期限を猶予する制度が設けられており、被貸与者が死亡又は精神・身体の障害によって返還できなくなったときには、返還の一部又は全部を免除するという制度も用意されている。

それ以外の細目的事項についても最高裁が定めることになっており、私ども

としては、改正された裁判所法の委任を受けて、来年の実施に向けて、裁判所法の改正に対応する形での最高裁規則を制定する必要がある。

最高裁判所規則自体も当委員会にお諮りしたいと思っているが、その規則を作成する前提となる重要事項について、本日、審議をお願いするところである。

平成16年12月3日に一部改正された裁判所法の立法過程においては、一定の方向性が示されており、後ほど関係する項目のところで説明したいと思うが、かなり具体的な事項が立法段階で議論されている。その後、特段事情変更は認められないことから、貸与製の制度を作るに当たって、この方向性を尊重するのが相当であると考えている。

また、国が修学資金として貸与する制度には、類似のものとして、矯正医官修学資金貸与制度（法務省）、自衛隊貸費学生制度（防衛省）、公衆衛生修学資金貸与制度（厚生労働省）がある。

さらに、密接に関連するものとして、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金があり、法科大学院生が奨学金として受け取っているものの大多数は、この学生支援機構の奨学金である。

修習資金は国の債権になるので、回収という点については会計法上のスキームが適用され、納入告知書を被貸与者に渡して、被貸与者が納入告知書に現金を添えて、日本銀行の本店又は支店に納付する必要がある。したがって、民間の融資のような銀行口座等からの引き落としの方法では回収できないという制約がある。

具体的には、国が、返済金額・返済期限を、納入告知書に納入金額・納入期限として記入し、被貸与者にその納入告知書を送付して返還を請求する。納入告知書を受け取った元修習生は、その納入告知書に納入金額分の現金を添えて日銀の本店又は支店に提出し、納入（返済）の手続をとる。通常は、日銀の歳入代理店である市中銀行に赴くことが想定される。日銀ないしその代理店が現金を受け入れると、これを国に通知して、これによって回収が完了する。

資料4-1に戻って、まず、一番重要な貸与金額の点について、平成16年の裁判所法改正当時の国会審議では、給費制における支給基準を参考に、1の(1)の23万円程度を基本額にして、(2)の18万円程度、(4)の28万円程度と、三段階の貸与額を設けることが想定されていた。これは当時の政府参考人の答弁の中で明確になっている。

(1)の23万円と(2)の18万円については、特段の要件を課すことなく、貸与を希望した者にそのまま貸与することがイメージされ、一方、(4)の28万円については、扶養親族があり、住居を賃借しているといった要件を審査した上で貸与することがイメージされていた。

資料4-1は、そのような議論を踏まえ、23万円を基本金額とし、少ない金額は18万円、一番多い金額は28万円という三類型は維持した上で、23万円と28万円の間間的な類型として、(3)の25万5000円というオプションを追加している。これは、扶養家族がいるか、あるいは住居を賃借しているか、どちらかの要件を満たしている場合を対象としており、(4)の28万円は、扶養親族がいて、かつ住居を賃借している場合を対象にしている。現在の給費制の下で、扶養親族を有している修習生は約1割程度にとどまっているが、住居を賃借している修習生は約7割程度いることから、この間間的なオプションを用意したところである。

なお、司法修習生本人の資力要件については、特段の要件を設けない方向で考えている。

また、扶養加算の点について、現在の給費制の下での司法修習生の年齢構成を見ると、扶養家族として配偶者だけ、あるいは配偶者と子といった核家族の最小構成が最も多くなっているため、貸与制においてもニーズは同様と考え、まず、配偶者と子を扶養親族として掲げることにした。

配偶者と子以外の扶養親族については、(3)のアの(イ)にあるように、給与法に規定する人的範囲と同じものにする方向で考えている。

修習期間中に加算要件が生じることも想定されるので、これに対応できるように、1ページの最後の2行にあるように、修習開始後の修習資金の増額又は減額ができるようにするというスキームにしたいと考えている。

次に、2ページの2、修習資金の返還期限等については、修習期間終了後、すなわち原則として貸与の終了後に、例えば3年間程度の据置期間を置いた上で、その後10年間の年賦均等返還の方法で返還することを基本にした上で、繰上返還も認める案になっている。

平成16年の裁判所法改正当時の国会審議では、3年から5年の据置期間を経過した後、10年間の年賦とするということが、政府参考人から示されていたところである。これは、法科大学院在学中に奨学金の貸与を受けていた者が、さらに修習生となって修習資金の貸与を受けることが十分考えられる、返済の負担が過重となってしまう可能性があることから、その負担を考慮したものと承知しており、資料41はそれを尊重した形になっている。

また、年賦が提案されている背景として、国会審議における議論からは必ずしも明確ではないが、国庫金の納入スキームからすると、返還のたびに納入告知書が発行され、それを日銀の代理店に持参して現金で納付することになり、これは返還をする人にとってかなりの負担になることが推察されるので、その負担感を緩和するためであろうと考えられる。

2ページの2のアスタリスクのところでは、返還が遅れた場合には、他の制度と同様に延滞利息がかかり、期限の利益を失うことがあるということを注意的に記載している。

次に、3の保証人の関係であるが、類似の修学資金の貸与制度と学生支援機構の奨学金では、いずれも二人の人的保証、つまり保証人が貸与の要件となっている。したがって、修習資金についても、国の資金を扱う形になる以上、やはり二人の保証人を立てることを要件にせざるを得ないと考えており、3の(1)のような形になっている。保証人の要件については、父又は母があると

きは、その保証人二人のうち一人は父又は母にしなければならないという仕切りになるかと思う。

資料には明示していないが、保証人の要件は民法の規定によるので、弁済の資力を有することが要件になる。

ただ、自然人の保証人を絶えず二人用意しなければならないということになると、被貸与者としては保証人が用意できない、用意しにくいということも考えられるので、日本学生支援機構の奨学金のように、機関保証というものを用意して、これを人的保証とは別に選択ができる形を提案している。

機関保証が導入された場合には、父母等に負担をかけずに貸与を受けられるメリットがある。実際に機関保証を受けてもらうのは民間の会社を考えているところであるが、用意できるかどうかは事務局の宿題ということで、正直申し上げて交渉はかなり難航しているが、何とか用意して、少しでも借りやすくすることを考えたいと思う。

最後に、資料には記載していないが、修習生に対しては、この貸与制への移行に伴って国から給与が支給されなくなるので、国から給与が支給されていることを基本にする共済組合への加入ができなくなる。したがって、国民健康保険、国民年金に加入することになると考えられる。

ただし、公務災害や、第三者に修習生が損害を与えた場合の国家賠償については、従前どおりになると考えられる。

(木村幹事長)

引き続き、幹事会での議論の状況について説明したいと思う。

林幹事の説明にもあったように、大きく二つの点、つまり返還の据置期間と機関保証の問題について議論された。まず据置期間の点では、できるだけ長く5年程度にすべきという意見と、制度全体を考慮すると債権管理のリスクをできるだけ抑えるのが相当であるから3年程度にすべきという意見に分かれた。

幹事会の中では、3年程度という感触を述べる幹事が多かったように思われ

たので、資料41の2ページに、「例えば3年間程度」と示している。この点については委員の先生方にもいろいろと御意見がとおりかと思うので、やや幅のある表現振りでお示ししているところである。

次に、機関保証については、いわゆる事業用資金の融資における信用保証協会の保証のように、求償権を担保するための保証人を別途求めることができるというような形であれば、個人保証と別に制度を設ける必要性は乏しいのではないかという指摘もあったが、事務局での検討に当たっては求償権の保証を求められない形態での機関保証を想定しているとのことで、そうであれば、選択の幅を広げるのは望ましいのではないかというのが、幹事会全体における方向性であった。

ただ、機関保証の担い手として想定されているのは民間の保証会社ということで、不確定要素があること等を考慮して、「機関保証を選択することができるようにすることが望ましい」といった程度の、やや控えめな表現振りになっている。

その他の点については特段異論は出なかったので、幹事会におけるたたき台からの変更はない。

(高橋委員長)

資料41は三つに分かれるが、まず1の「修習資金の額等」については、なかなか当委員会で議論するのも難しいと思うので、やはり我々としては、その余の事項について、まず2の「修習資金の返還期限等」をどのように考えるべきか。

法科大学院時代にも奨学金を借りて、司法修習のときにまた資金を受けるとすれば、多い人では1000万円近くになることが予想される。そのようなことも念頭に置いて、返還の据置期間をどう考えていくか、いかがであろうか。

(吉戒委員)

返済能力の関係で、裁判官、検察官、あるいは弁護士になった場合に、その

3年後以降の収入がどの程度になるか、把握しておられるだろうか。

(林幹事)

裁判官，検察官については，大ざっぱなところで申し上げますと，1年目で既に五百数十万円という金額になるので，仮に据置期間が5年ではなくて3年であっても十分返済は可能と考えている。問題は弁護士の収入の捉え方で，私どもが弁護士会の御協力で得たデータとして，「弁護士白書」2008年版によると，5年未満の弁護士の収入の平均は，男性で900万円程度，女性で778万円程度のものである。ただ，あくまでも5年未満の平均ということで，その内訳までは分からない。

もう一つ，参考事項として，弁護士の場合，日弁連と単位弁護士会に会費を支払わなければいけないが，新入会員について一定期間の減額措置が実施されていると聞いている。

まず，日弁連では，2年前の日弁連の総会で相当白熱した議論の末に会費減額措置が導入され，本来は月額1万4000円のところを，司法修習を終えてから2年未満の者は月額7000円，つまり半額にするという減額措置が決められたと聞いている。したがって，3年目には本来の金額になるということであろう。

一方，単位弁護士会では，東京三会について，制度の変遷はあったようであるが，日弁連の関係でも減額措置がとられている現行61期以降の入会者については，司法修習を終えてから3年未満の者は月額5000円，3年以上4年未満の者は月額1万円，4年以上5年未満の者は月額1万5000円という減額措置がとられていると聞いている。5年目以降については，東弁と一弁，二弁で差があるが，東弁は月額1万8500円，一弁と二弁は月額2万0500円ということで，5年目以降は一律とのようである。

したがって，完全な減額措置がとられているのは3年未満の者という位置付けになるかと思う。

(今田委員)

法科大学院の期間もかなり経済的に負担がかかり、司法修習においても給与が支給されず、貸与という形でまた負担がかかるということで、法曹人養成のプロセスとして、せつかくいろいろな選抜をクリアした後で、そのキャリアを作っていくというのは経済的にかなり大変な実態なのだろうと思う。

弁護士の会費も減額されているというのは、恐らく若い弁護士の方たちはかなり厳しい状況ということが前提にあってそういう制度が設けられているので、本来ならば、データとして、収入に関する平均収入、標準偏差ぐらいのデータを各年度ごとに見せてもらえれば、もっと正確な議論ができて、正確な提案ができると思うが、そのような傍証だけでも、若いころのキャリアはかなり厳しいのだろうということがおよそ想像がつくので、やはり返還に関しては、据置期間を一定期間設けるのが順当な判断になるであろう。

ただ、余り長くすると、他のいろいろな制度との比較から、法曹人養成だけが何か不釣り合いに恵まれている、甘やかされているというような制度になってもまずいわけであるが、でも、現状は非常に厳しいので、法曹人養成のキャリアの実態を踏まえた上で一定期間据え置く、猶予を与えるという制度を設けることが、やはり順当な判断なのではないだろうか。幹事会でも3年くらいという御意見があったようなので、私も、キャリアの実態を踏まえて、3年くらい据え置く案がいいのではないかという印象である。

(高瀬委員)

恵まれていると言われることのある医師の話を見ると、数年前に卒後臨床研修制度が始まって、医師免許を持っていても2年間は単独で医療ができないことになったのであるが、それまでは給与は普通出なかったのだけれども、今は給与保証がされている。そのために、年間確か1000億円くらいの国費が投入されている。

司法修習生は貸与制に移行するのに、ほんの数年の違いで、医師に関しては、

半人前で単独では医療をしないという運用になったのに、給与保証がされている。

同じように公共的な仕事をする人たちで、養成にも非常にお金がかかっている分野であるのに、医師は非常に優遇されていて、3年目からは本物の医師になって就職すると、むしろ給料は下がってしまう。ずっと研修医をやっていたという人がいるくらいである。

結局、医師と法曹だけを比較して、それが世の中すべてではないけれども、片や給料は確実にもらえるようになって、かたや貸与になってしまったという印象を持っているので、私としては、3年ではなくて5年の猶予期間でもいいのではないかと思っている。そのように優遇されてしまっている職種が世の中に存在していることを考えれば、最大限の5年というのは、非常に不当なものではないというのが私の印象である。

(林幹事)

あくまでも議論の参考という意味でお話しすると、公的資金による修学目的の資金の返還据置期間を設けている例は、余り多くないようである。修習資金と密接に関連する日本学生支援機構の奨学金では原則6か月の据置期間となっており、長いものとしては、農林・漁業従事者への貸付けにおける4年の返還据置期間がある。国会で3年から5年という議論がされていたのは、この4年もにらんだ上であったのかもしれない。

もう1点、本日御欠席の翁委員から御意見を寄せていただいたので御紹介したい。翁委員は、「3年程度の期間の据置きにとどめる方がよいと考えている。理由としては、この制度を成功させるための鍵は、制度自体の信頼性、すなわち修習資金が必ず返還されることが担保される制度とすることだと思う。就職後、3年と5年で給与水準に統計的に有意な差がないのであれば、修習終了後、少しでも早い時期から返還を始める方が、修習を終えて法曹の仕事によって所得を得るようになれば、借りたお金は速やかに返還しなければならないという

借り手の意識を高め、制度の信頼性につながると考える。」という御意見である。

(今田委員)

お医者さんとの比較も一つの視点としてあり得ると思うが、やはり他の専門職、一般的には、大学院を出て就職して、奨学金の猶予期間は6箇月、もう本当にすぐ返さなければいけないという厳しい状況が現実にある。そのように考えると、もう3年ぐらいから初期キャリアが形成されて地盤が築かれて、期待を込めてということもあるのだろうけれども、そのようなキャリアの実態を踏まえれば、やはり3年が常識的な判断ではないかという気がするので、あえてもう一度申し上げたい。

(吉戒委員)

日本学生支援機構の奨学金について、相当な滞納があるということも聞いているが、この制度が運用されて十数年後の話として、そのときに相当な滞納があるとすれば社会的な批判を浴びると思うので、なるべく返済意欲が希薄化しないように、短めの3年ぐらいでスタートするのが、今の社会情勢からしてもよろしいのではないかと思う。

(大橋委員)

今は司法改革の途中で、法曹人口の増加等も含めて、弁護士の業務がどうなっていくのか非常に分かりにくい段階である。人数が先に増えて仕事の後から追いかけてくるような状況の中で、3年で従来どおり自分の仕事を確立できると言えるのかどうか、少し疑問があるところである。

(鎌田委員)

大橋委員の御懸念も非常に現実味があると思うが、貸与の形をとって、しかもそれが国費の直接の貸与である制度において、日弁連の会費軽減措置よりも長く猶予期間があるというのも違和感を感じてしまうので、3年を1つの区切りにして、ただし、緊急時の返済猶予の制度で特別の事情に対応するという形の方が、世間の納得も得やすいのではないかと思う。

(高橋委員長)

他の日本学生支援機構等の奨学金を別にすれば、23万円で1年少し、それを10年間で返すとすれば年当たり25万円前後であろうか。ただし、他の日本学生支援機構等の奨学金返還義務を負っている人が多いということであろう。

決め手があるわけではないが、3年という御意見と5年という御意見の両方があって、やや3年という御意見が多かったというような印象であるが、そのような取りまとめでいかがであろうか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

もう一つの保証人に関して、こちらは余り異論はないかと思う。むしろ、引き受け手をどのように見つけるかということが大事かもしれないが、いかがであろうか。

(鎌田委員)

保証人のうち一人は父母でなければいけないという部分について、司法修習生はいい年をしているので父母の経済力など余り頼りにならない気もするが、何か制度上の制約があるのだろうか。

(林幹事)

やはり国の資金であり、我々は予算要求をしなければならないので、他の制度にある規律は横並びで入れるべきだという話になると思う。規則になるかどうかは改めて検討したいと思うが、どこかのレベルでは明確に書かざるを得ないと思っており、資料41には入れさせていただいたところである。

(高橋委員長)

それでは、据置期間については、先ほど、3年と5年の両方の意見があって、やや3年の意見の方が多かったと申し上げたが、そのまま表現するかどうかは事務当局と私とにお任せいただければと思う。

その他の点では原案どおりということによろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

ありがとうございます。細かい表現振りは、事務当局と私にお任せいただきたい。

それでは、今後の検討スケジュールについて、簡単に御説明をお願いしたい。

(林幹事)

資料39、40及び41の内容に関しては、本日の議論を踏まえた形で、最高裁ウェブサイト内の当委員会のホームページに掲載し、公の目にさらしていきたいと思う。

資料39と40に関しては、必要に応じて、法科大学院教員を含めた法曹養成関係者との意見交換の素材として提供し、当委員会での議論、あるいは問題意識について、法科大学院の関係者も含めて浸透を図っていきたいと考えている。

資料41に関しては、本日の議論を踏まえて改めて検討したいと思っているが、もっと大事なものは最高裁判所規則になるので、最高裁判所において、本日の議論を必要な規則制定の整備に生かしていきたいと考えている。

(4) 今後の予定等について

幹事会を平成21年6月12日(金)午後4時から、司法研修所において開催し、その結果を踏まえて、委員会を同年9月3日(木)午後3時から、最高裁判所大会議室で開催することとなった。

(以上)